

転入者



の



住宅取得

を

支援
します

若者定住促進助成事業

～制度のあらまし～

栗原市では、若者世代の定住を促進するため、40歳以下の転入者が住宅を取得した場合、借入金の年末残高の5%（最大20万円）を5年間助成します。
詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①転入から1年を経過するまでの間に、住宅を取得（新築、増改築、購入）するための契約を結んだ方で、その契約日時点で40歳以下の方
 - ②住宅取得に係る借入金の償還期間が、10年以上の方
- ※転入者とは、転入前過去3年以内に栗原市に住民登録がない方です
※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

助成額：借入金の年末残高×5%

※助成額は、千円未満切り捨て。上限は年20万円です

助成期間：交付決定の年から5年間

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：平成32年3月31日のいずれか早い日

